

政令第 号

景観法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、景観法（平成十六年法律第百十号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

景観法附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十七年六月一日とする。

理由

景観法の一部の施行期日を定める必要があるからである。

